木材チップ	WOODCHIPS	一　可燃性物質に該当するものとして、危告示別表第十五の規定により隔離すること。 二　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 三　積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域への立入りは、空気中の酸素濃度が20.7％以上になるまで禁止すること。 四　積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域に立ち入る者は、酸素濃度を計測するための機器を装着し、常時計測すること。
木材ペレット	WOOD PELLETS	一　可燃性物質に該当するものとして、危告示別表第十五の規定により隔離すること。 二　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において船積みをしないこと。 五　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域への立入りは、空気中の酸素濃度が20.7％以上かつ一酸化炭素濃度が100ｐｐｍ未満になるまで禁止すること。 八　積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域に立ち入る者は、酸素及び一酸化炭素の濃度を計測するための機器を装着し、常時計測すること。 九　積載場所のハッチは風雨密であること。
原木	LOGS	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域への立入りは、空気中の酸素濃度が20.7％以上になるまで禁止すること。 三　積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域に立ち入る者は、酸素濃度を計測するための機器を装着し、常時計測すること。
パルプ材	PULP WOOD	
丸太	ROUNDWOOD	
製材	SAW LOGS	
木材	TIMBER	
焙炒木材	WOOD TORREFIED	一　可燃性物質に該当するものとして、危告示別表第十五の規定により隔離すること。 二　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において船積みをしないこと。 五　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 八　積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域への立入りは、空気中の酸素濃度が20.7％以上かつ一酸化炭素濃度が100ｐｐｍ未満になるまで禁止すること。 九　積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域に立ち入る者は、酸素及び一酸化炭素の濃度を計測するための機器を装着し、常時計測すること。 十　積載場所のハッチは風雨密であること。

別表第１の次に次の１表を加える。

別表第２（第２条第２項及び第３項関係）

品　　名	積　載　の　方　法
アスファルトピッチ	一　常時摂氏55度を超える場所に積載しないこと。 二　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 三　貨物の粉じんの発生を防止するための措置をとること。 四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
再利用木材	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　荷役装置の船体への接触又は貨物の落下により船体が損傷しないよう船積みすること。 三　積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域へ立ち入る場合は、空気中の酸素濃度を確認すること。 四　陸揚げ前、鋭利な破片が存在することを周知すること。 五　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
シュレッダーダスト	一　可燃物と別の船倉に積載すること。 二　貨物の高さが３ｍを超える積載をしないこと。 三　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 四　積載場所において、裸火の使用及び喫煙を禁止すること。 五　船積み後、防水シート等で貨物を覆うこと。 六　積載場所及び当該場所に隣接する区画に立ち入る際は、酸素欠乏の危険性に留意し、その旨を目立つ場所に表示すること。 七　陸揚げ前、積載場所を十分に通風すること。
水酸化カルシウム （消石灰）	一　強酸化剤、酸類、アルミニウム及び亜鉛と別の船倉に積載すること。 二　積載場所を清掃すること。 三　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。